

担い手3法改正について

平成27年2月18日

近畿地方整備局 建政部 建設産業課

1 建設産業の現状と担い手確保の取組について

P 1～P10

～法改正の背景～

2 いわゆる「担い手3法の改正」について

P11～P29

～受発注者に今後求められること～

- ・公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）の一部改正
- ・建設業法の一部改正
- ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）の一部改正

1. 建設産業の現状と担い手確保の取組について

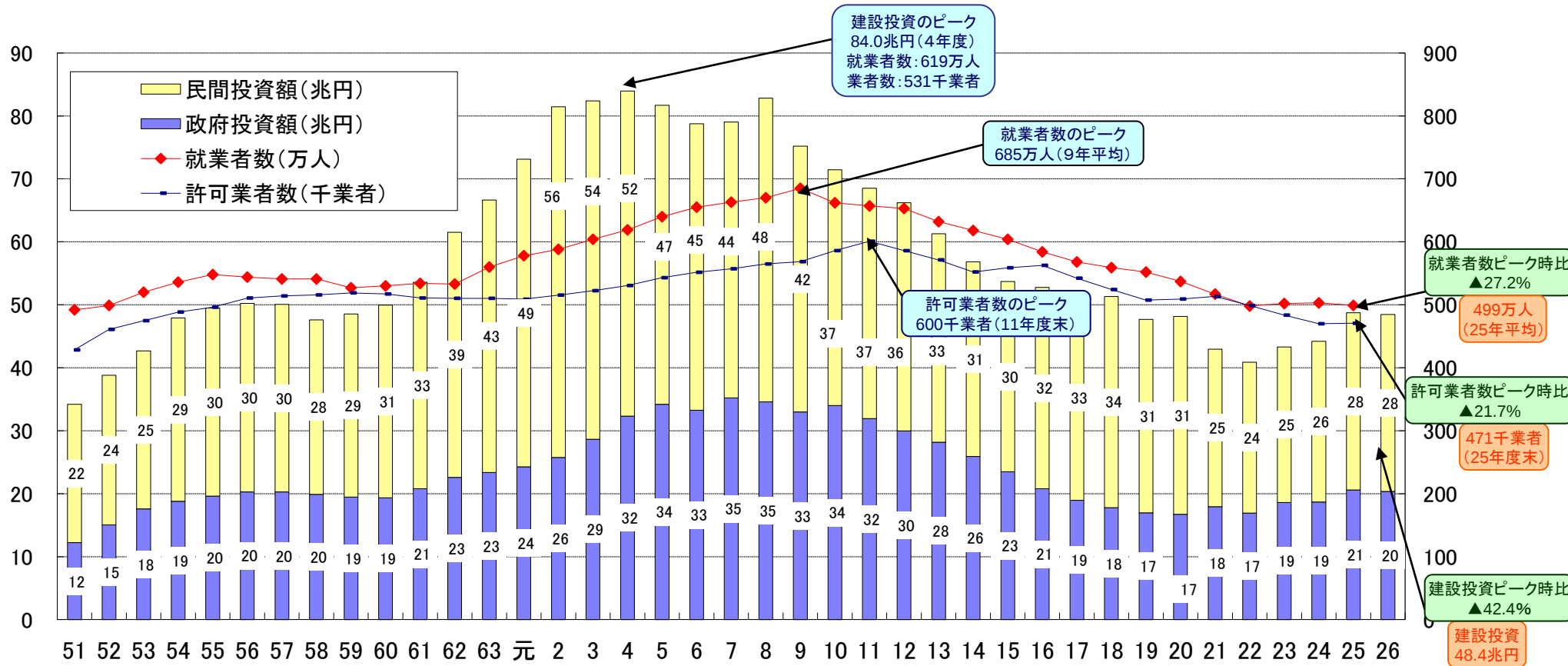
～法改正の背景～

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の4年度：約84兆円から22年度：約41兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、26年度は約48兆円となる見通し（ピーク時から約42%減）。
- 建設業者数（25年度末）は約47万業者で、ピーク時（11年度末）から約22%減。
- 建設業就業者数（25年平均）は499万人で、ピーク時（9年平均）から約27%減。

(兆円)

(千業者、万人)



(年度)

出所:国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」

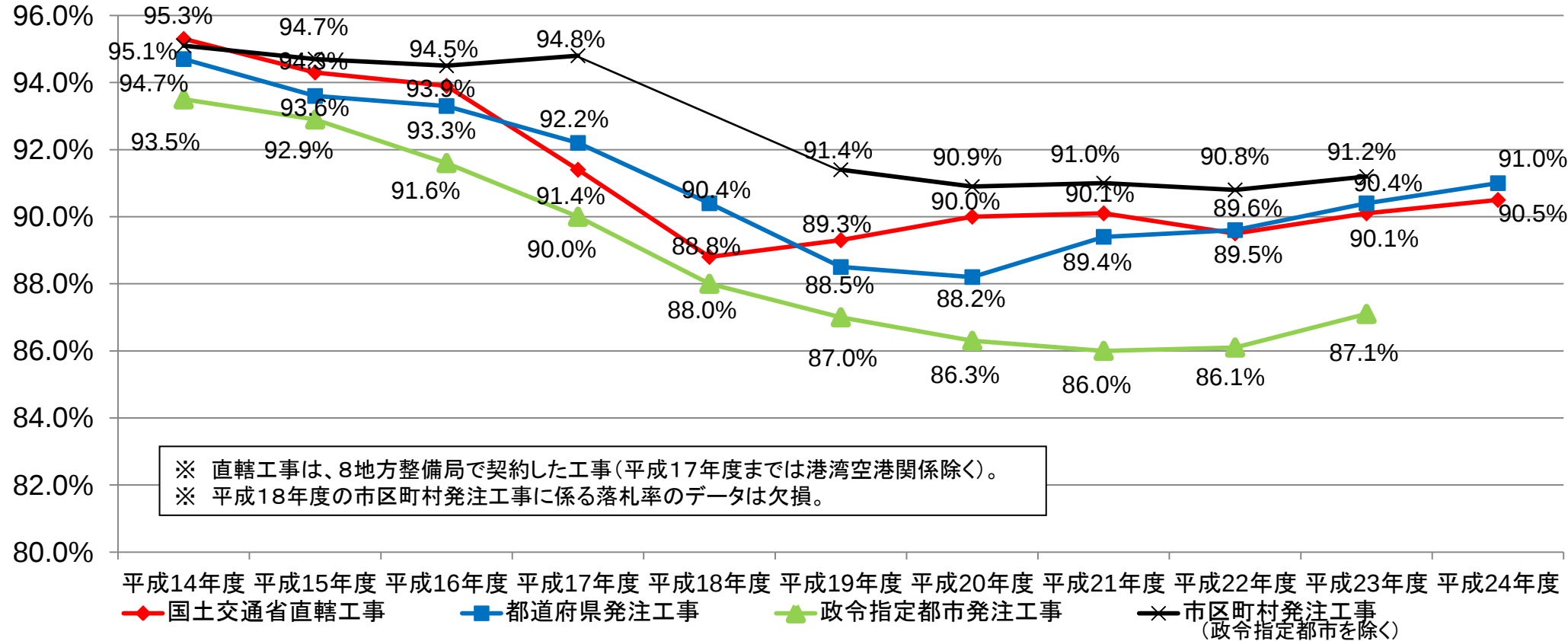
注1 投資額については平成23年度まで実績、24年度・25年度は見込み、26年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

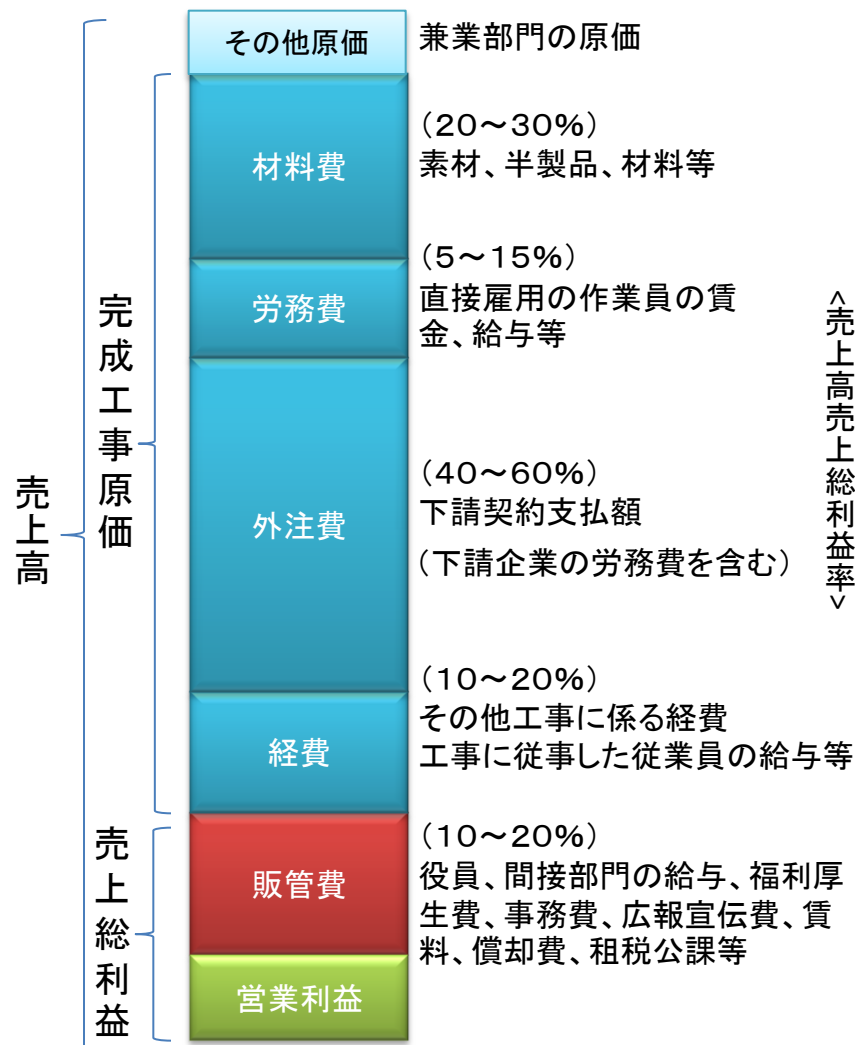
注3 就業者数は年平均。平成23年は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

落札率の推移

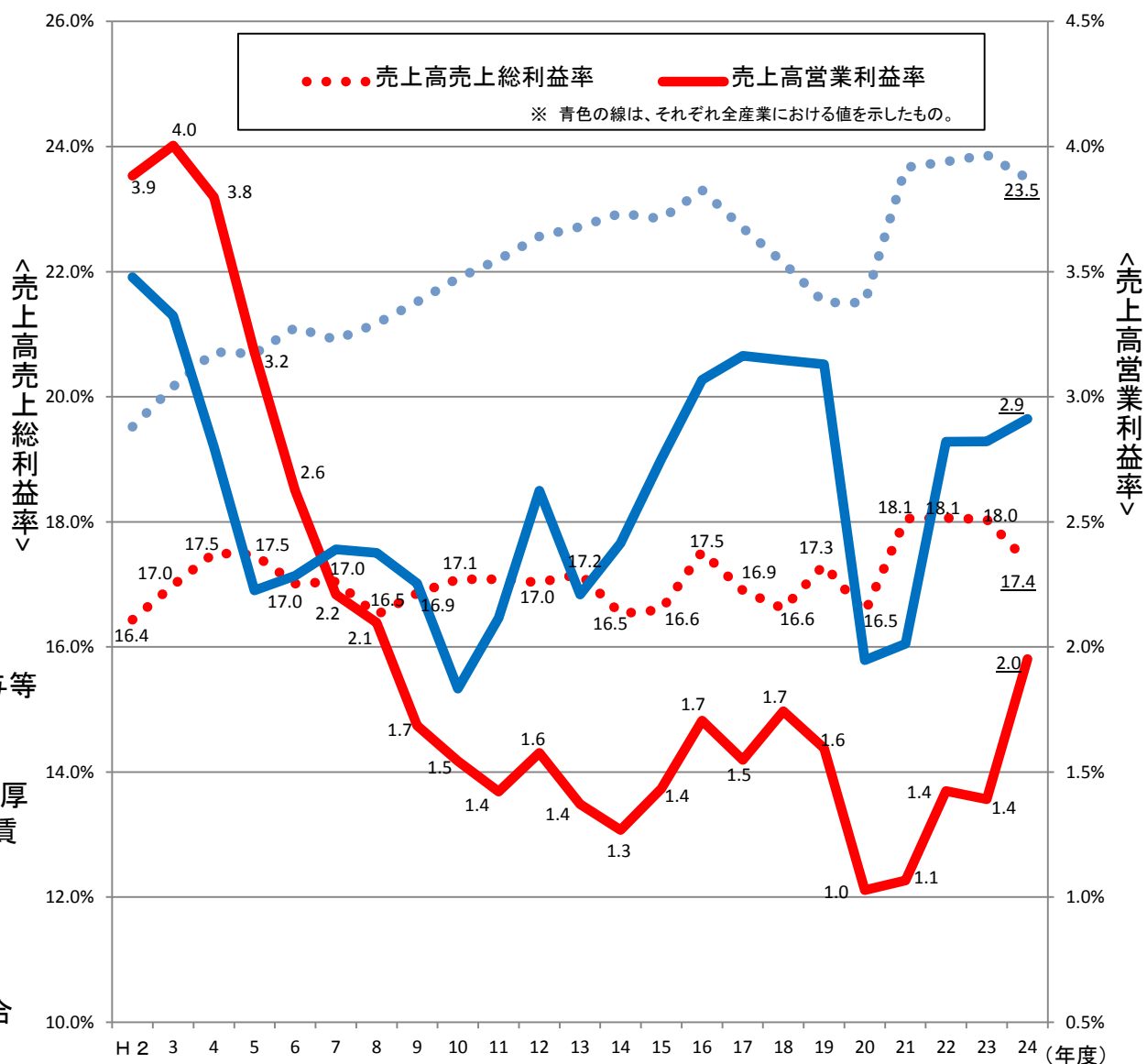
＜国土交通省直轄工事・都道府県・政令指定都市・市区町村の公共工事の落札率の推移＞



【建設業の売上高売上総利益率、営業利益率】

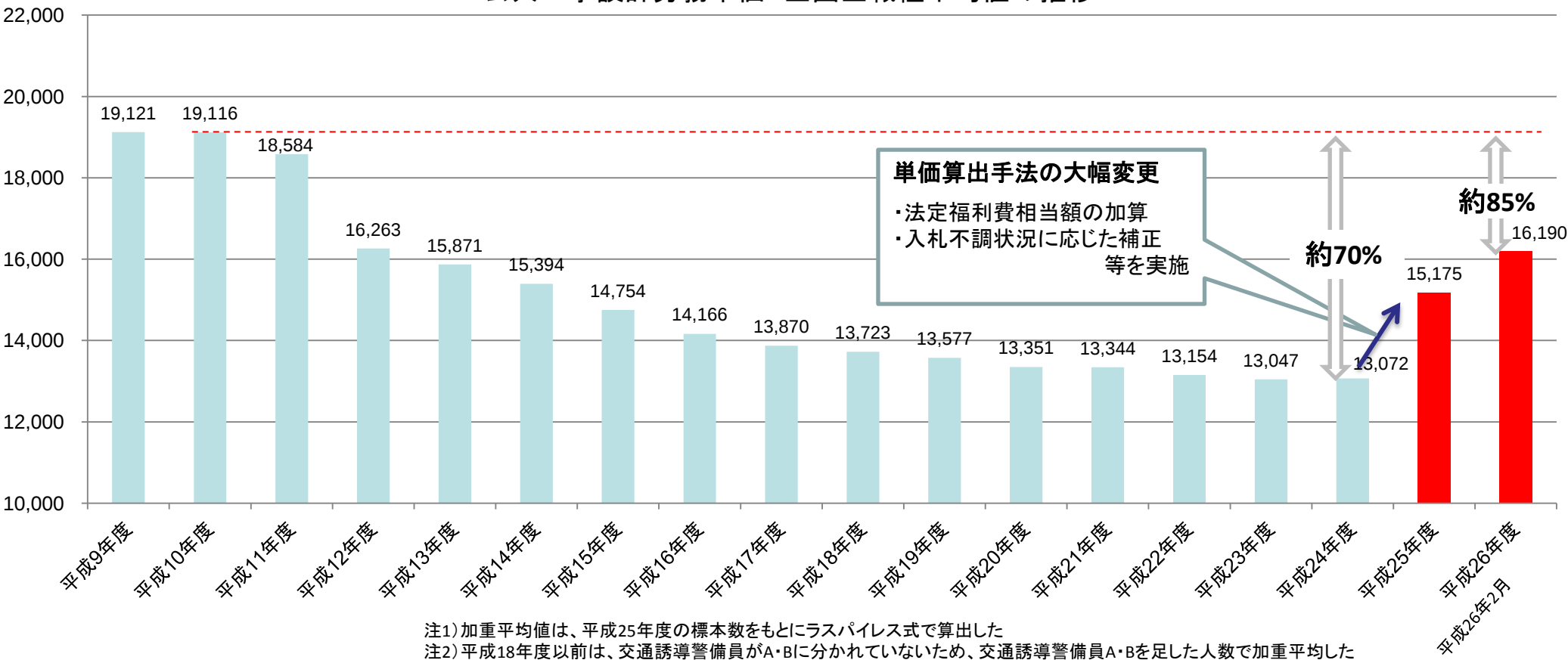


※()内は売上高に占める各項目の標準的な割合



公共工事設計労務単価の推移

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移



平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価について

(円/1日8時間当たり)

全国全職種平均(参考値)

16,190円

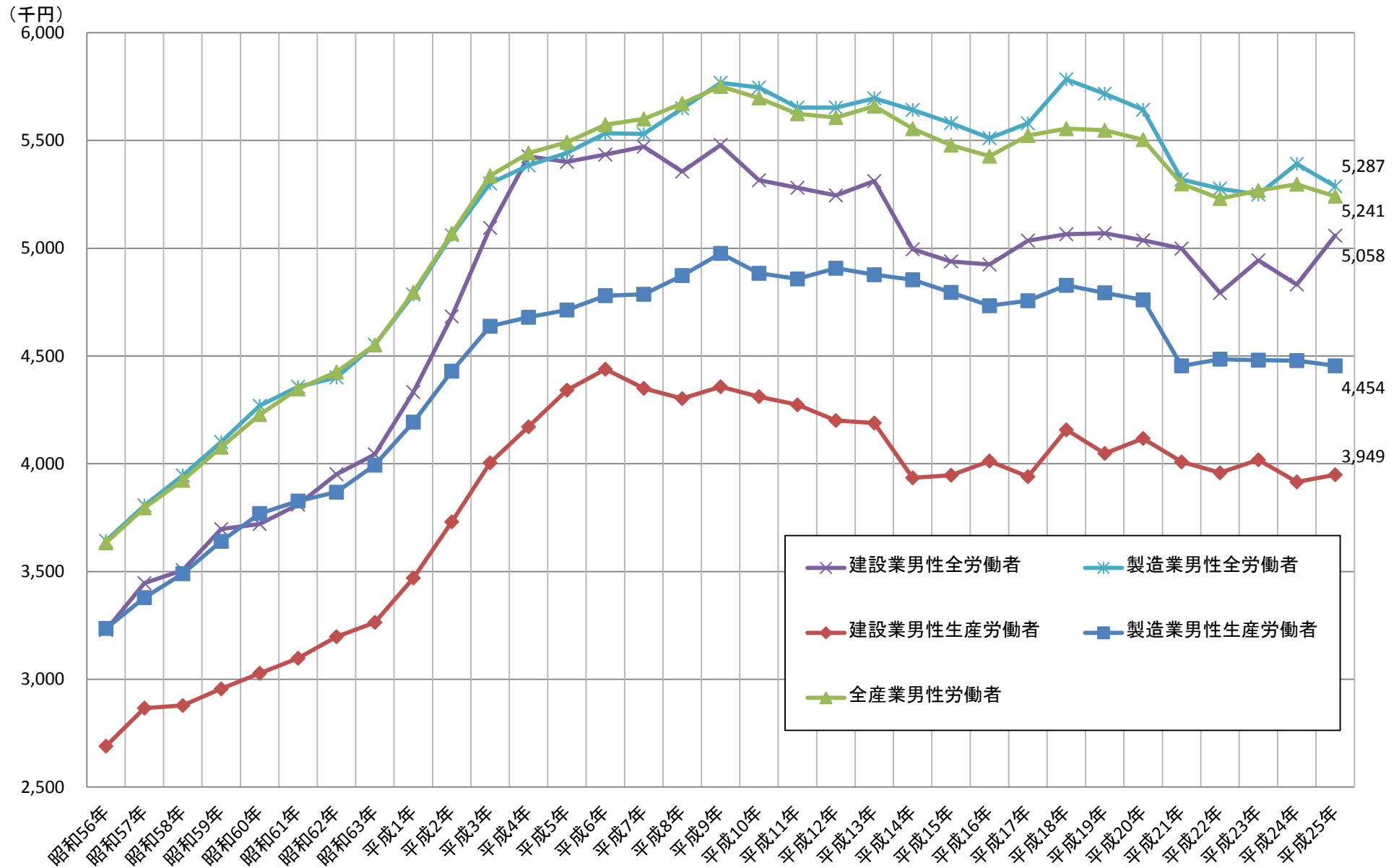
(単純平均値のH25.4単価比; +7.1%)

被災三県 : 17,671円 (単純平均値のH25.4単価比 +8.4%)

被災三県以外の都道府県 : 16,062円 (単純平均値のH25.4単価比 +7.0%)

全国全職種平均 : 16,190円 (単純平均値のH25.4単価比 +7.1%)

建設業の年収額の推移



参考：賃金構造基本統計調査（10人以上の常用労働者を雇用する事業所）（厚生労働省）
 年間賃金総支給額＝きまって支給する現金給与額×12＋年間賞与その他特別給与額

建設業就業者の現状

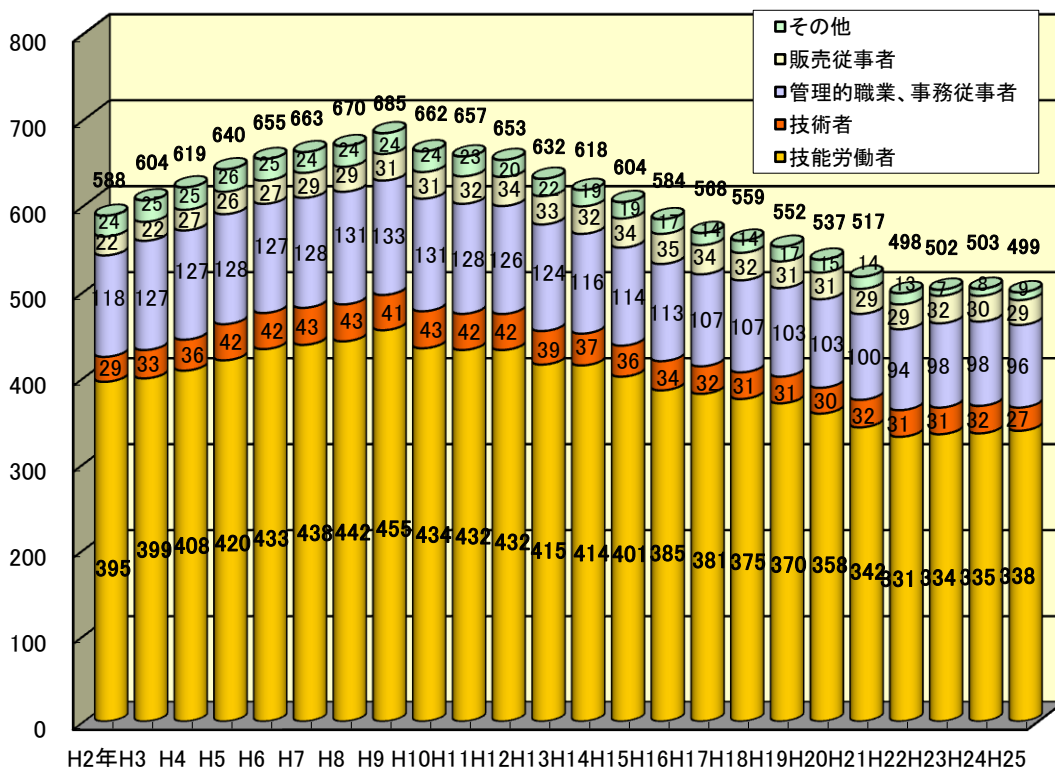
技能労働者等の減少

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 499万人(H25) ▲ 186万人(▲27%)
- 技術者： 41万人(H9) → 27万人(H25) ▲ 16万人(▲34%)
- 技能労働者： 455万人(H9) → 338万人(H25) ▲ 117万人(▲26%)

建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約10%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
- ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成24年と比較して55歳以上が約11万人増加、29歳以下が約5万人減少(平成25年)

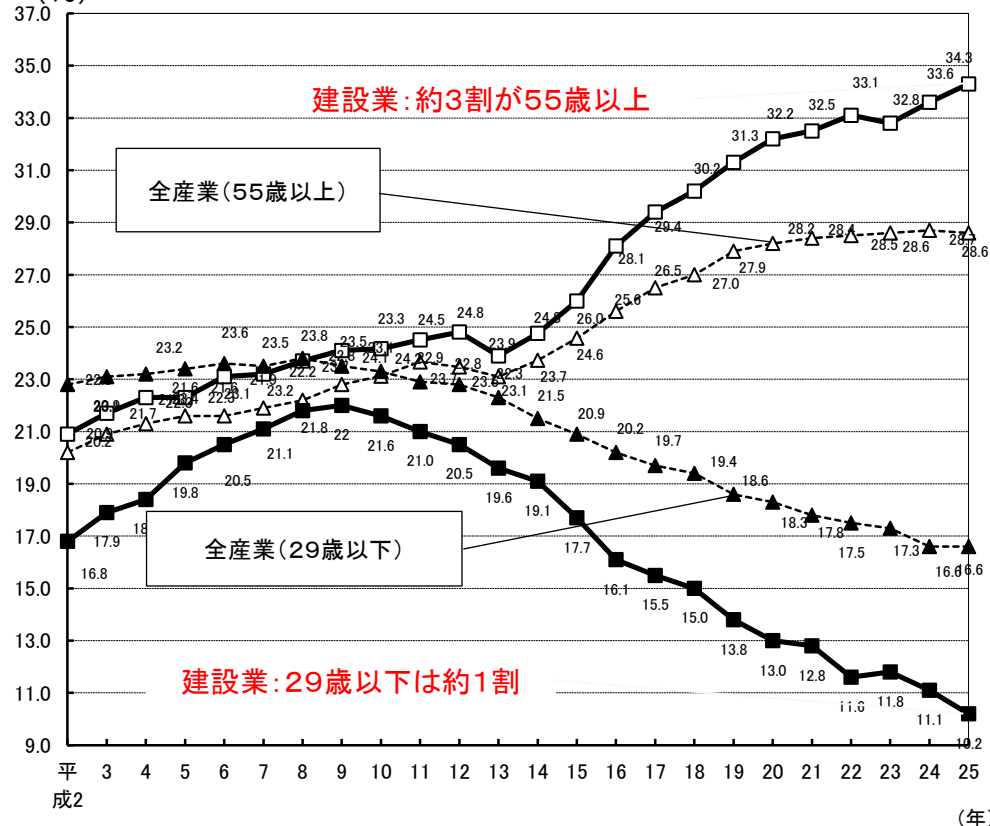
(万人)



出所:総務省「労働力調査」(暦年平均)

(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)

(%)



出所:総務省「労働力調査」

高齢者の引退、若年者の入職減

- 現在、**60歳以上**の建設技能労働者等は**52万人**存在し、全体の**約18%**に上ります。
- **今後も**引退による**労働者数の減少は続き**、**10年後**には、大半が**引退**することになります。
- 他の年齢層においても年齢の上昇が見込まれます。→ **若年入職者の確保が課題**です。

※ なお、一定の能力を備えた技能労働者等を育成するためには、職種にはよるものの、概ね10年程度の時間がかかると言われています。

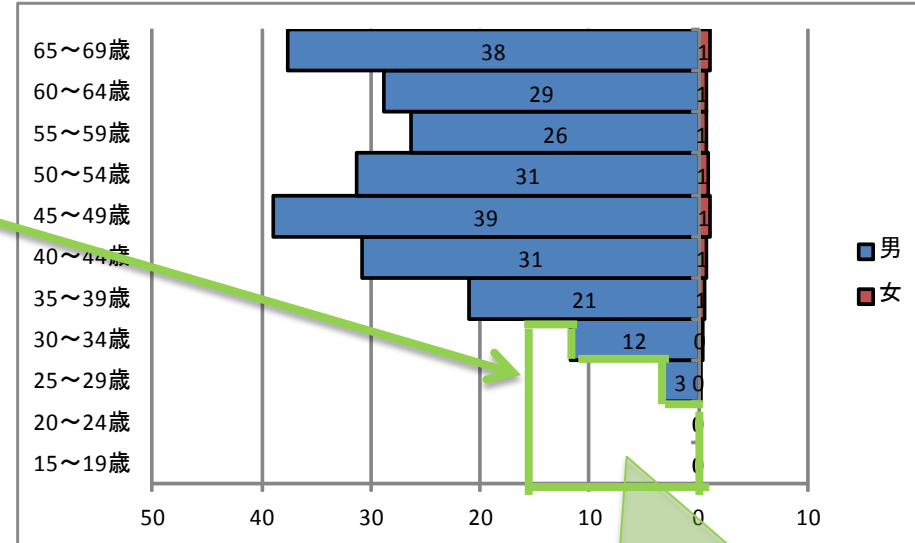
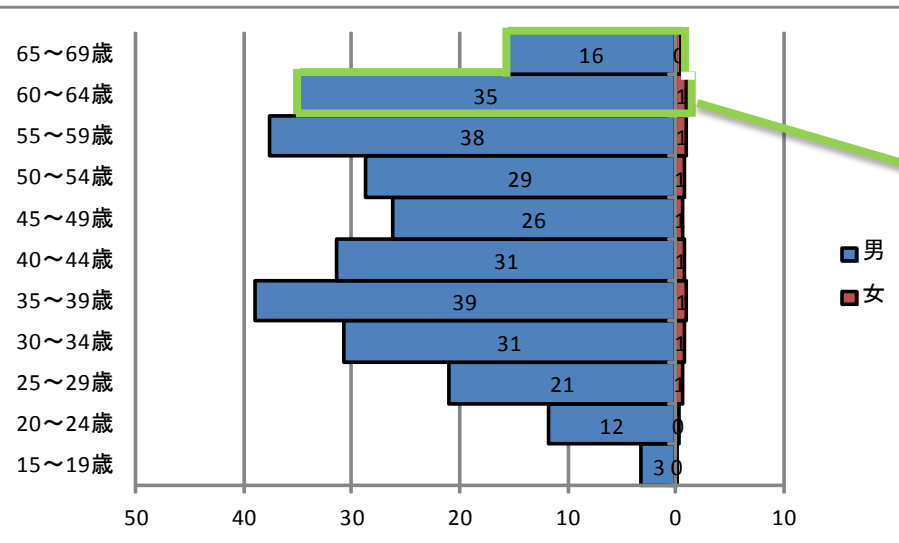
平成22年の
建設技能労働者等の人口ピラミッド

(万人)



10年後の
建設技能労働者等の人口ピラミッド
(想定)

(万人)



これだけの技能労働者を、
若年入職で補填しなくてはならない。

○ 地方公共団体における土木部門の職員数は、建設投資ピーク時（H4年度）から約26%減。

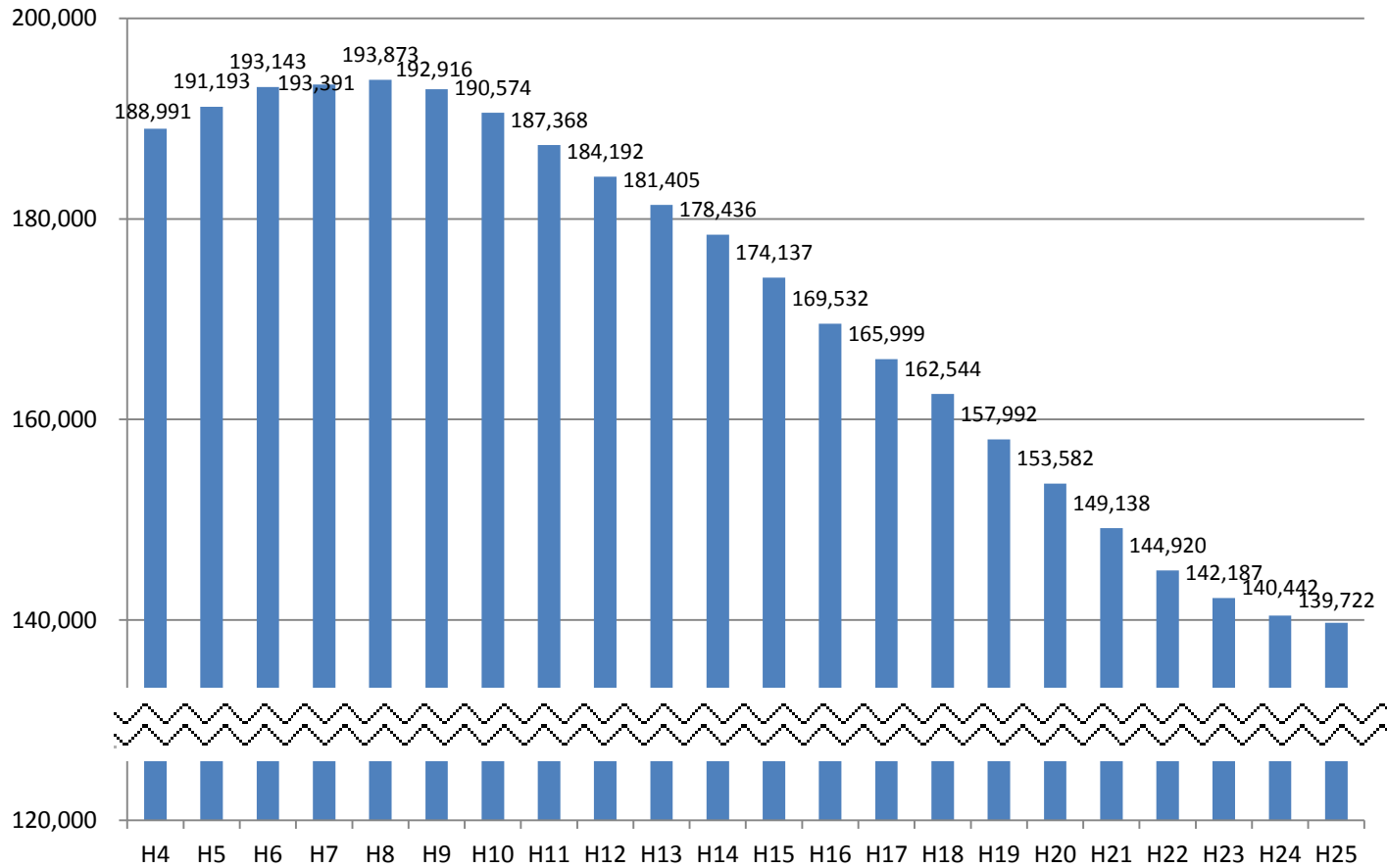
部門別の職員数と増減状況

※各年度の職員数はその年度の4月1日現在の職員数

区分		平成6年度	平成25年度 (H6年度比)
普通会計	一般行政 【うち土木】	1,174,514 【193,143】	909,340 (▲23.6) 【139,722】 (▲28.7)
	教育	1,281,001	1,037,527 (▲20.0)
	警察	253,994	283,644 (11.7)
	消防	145,535	158,948 (9.2)
	計	2,855,044	2,389,459 (▲16.3)
公営企業等会計		437,448	363,025 (▲17.0)
合計		3,282,492	2,752,484 (▲16.1)

(人)

土木部門職員数推移(H4～H25)



※「一般行政」…総務・企画、税務、農林水産、土木、福祉関係(民政、衛生)等
※「公営企業等会計」…病院、水道、下水道、交通等

建設産業の役割と課題

建設産業の役割

建設産業は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う。

【災害の応急対応】

〇(社)仙台建設業協会

3月11日地震直後より避難所の緊急耐震診断等を実施。
同日午後6時には若林区の道路啓開作業を開始。



作業後



【インフラメンテナンスの必要性】

▼社会資本の老朽化による被害



【ミシシッピ川に係る高速道路橋の落橋事故
(2007年米ミネソタ州)】(出典: MN/DOT)



香川・徳島県境無名橋(鋼2径間単純トラス
橋)の落橋(2007年)

現下の建設産業を取り巻く環境

近年の建設投資の急激な減少や競争の激化等により、建設企業の経営を取り巻く環境の悪化と、現場の技能労働者の減少、若手入職者の減少といった構造的な課題に直面。

中長期的なインフラの品質確保等のため、国土・地域づくりの担い手として、持続可能な建設産業の構築が課題。

近年の建設投資の減少に伴う技能労働者の離職、建設業就業者の高齢化の進行、建設産業の処遇改善の遅れによる建設産業の担い手不足の解消が喫緊の課題。

このため、①若者の入職を促進すること、②いったん建設産業から離れた技能労働者に再度戻ってもらうこと、③外国人材の活用を図ることについて対策を講じることが必要。

課題解決に向けた取組み

1. 就労環境の整備

＜公共工事設計労務単価引き上げを契機とした適切な水準の賃金支払い確保＞

[26年2月の公共工事設計労務単価引き上げ\(25年4月単価比+7.1%\)](#)を契機として、技能労働者への適切な賃金水準の確保の取組みについて、更なる促進を図る。

＜社会保険未加入対策＞

社会保険未加入対策について、関係者一体となった取組みを推進。

2. 入札契約制度のあり方の検討 … 将来の担い手の確保に向けた入札契約制度改革を推進。(品確法等の改正＝担い手3法改正)

3. 教育訓練機能の強化 … 富士教育訓練センター等の職業訓練施設を活用したOFF-JTを推進。 (26年度より優先順位の高い施設の建替等工事に着手)

4. 戦略的な広報活動の展開 … 工業高校・高等専門学校等教育機関との連携を図るなど建設産業一体となった情報発信等を推進。 (25年8月に建設産業戦略的広報推進協議会(事務局: (一財)建設業振興基金)を設置し、各種取り組みを実施中)

5. 建設分野における外国人材の活用促進 … 復興事業の更なる加速を図りつつ、オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に伴う当面の一時的な建設需要の増大に対応するため、外国人技能実習修了者の活用促進を図る。 (26年4月4日、建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置を関係閣僚会議においてとりまとめ)

6. 建設産業活性化会議における検討 … 行政、学識経験者、建設業団体、教育機関・シンクタンクを構成員等として、建設産業の担い手をめぐる現状や将来の見通しを含む重要課題に関する認識を共有し、短期及び中長期といった時間軸に分けた上で講ずべき施策を検討。[第7回会議\(H26.6\)](#)において中間とりまとめ。

2. いわゆる「担い手3法の改正」について

～受発注者に今後求められること～

品確法と建設業法・入契法等の一体的改正について

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法」を中心に、密接に関連する「入契法」、「建設業法」も一体として改正。

品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）の改正

<目的> 公共工事の品質確保の促進

→そのための基本理念や発注者・受注者の責務を明確化し、品質確保の促進策を規定

■基本理念の追加：将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保、ダンピング防止 等



基本理念を実現するため

■発注者の責務（基本理念に配慮して発注関係事務を実施）を明確化

（例）予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、計画的な発注、円滑な設計変更

■事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、それにより行き過ぎた価格競争を是正



品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定
<建設業法等の一部を改正する法律>

入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）の改正

<目的> 公共工事の入札契約の適正化

→公共工事の発注者・受注者が、入札契約適正化のために講ずべき基本的・具体的措置を規定

■ダンピング対策の強化

- ・ダンピング防止を入札契約の適正化の柱として追加
- ・入札の際の入札金額の内訳の提出、発注者による確認

■契約の適正な履行（＝公共工事の適正な施工）を確保

- ・施工体制台帳の作成・提出義務を拡大

建設業法の改正

<目的> 建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達

→建設業の許可や欠格要件、建設業者としての責務等を規定

■建設工事の担い手の育成・確保

- ・建設業者、建設業者団体、国土交通大臣による担い手の育成・確保の責務

■適正な施工体制確保の徹底

- ・業種区分を見直し、解体工事業を新設
- ・建設業の許可等について暴力団排除条項を整備

品確法の一部改正・品確法運用指針の策定

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

➢H26.4.4
参議院本会議可決(全会一致)
➢H26.5.29
衆議院本会議可決(全会一致)
➢H26.6.4
公布・施行

<背景>

- ダンピング受注、行き過ぎた価格競争
- 現場の担い手不足、若年入職者減少
- 発注者のマンパワー不足
- 地域の維持管理体制への懸念
- 受発注者の負担増大

<目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

☆ 改正のポイントⅠ:目的と基本理念の追加

○目的に、以下を追加

- ・現在及び将来の公共工事の品質確保
- ・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進

○基本理念として、以下を追加

- ・施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保
- ・適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
- ・災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮
- ・ダンピング受注の防止
- ・下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善
- ・技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保 等

☆ 改正のポイントⅡ:発注者責務の明確化

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

- 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定

効果

- ・最新単価や実態を反映した予定価格
- ・歩切りの根絶
- ・ダンピング受注の防止 等

- 不調、不落の場合等における見積り徴収

- 低入札価格調査基準や最低制限価格の設定

- 計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更
- 発注者間の連携の推進 等

☆ 改正のポイントⅢ:多様な入札契約制度の導入・活用

- 技術提案交渉方式 →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約

- 段階的選抜方式(新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) →受発注者の事務負担軽減

- 地域社会資本の維持管理に資する方式(複数年契約、一括発注、共同受注) →地元にも明るい中小業者等による安定受注

- 若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、

- 国と地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力

- 国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の運用指針を策定

品確法基本方針改正の概要

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(品確法基本方針)

改正の概要(平成26年9月30日閣議決定)

品確法基本方針とは：品確法(※)に基づき、政府が作成。(現行の方針はH17閣議決定)

- 発注関係事務に関する事項だけでなく、公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務

(※)公共工事の品質確保の促進に関する法律

- ✓ 公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保のため、発注者責務の拡大や多様な入札契約制度の導入・活用等を規定する品確法の改正法が成立

改正のポイント

I. 各発注者が取り組むべき事項を追加

○発注者の責務

- ・担い手育成・確保のための適正な利潤が確保できるような予定価格の適正な設定(歩切りの禁止、見積りの活用等)
- ・ダンピング受注の防止(低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な設定)
- ・計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更(債務負担行為の活用等による発注・施工時期の平準化等) 等

○多様な入札契約方式の導入・活用

- ・技術提案・交渉方式、段階的選抜方式、地域における社会資本の維持管理に資する方式等の活用

II. 受注者の責務に関する事項を追加

○受注者による技術者、技能労働者等の育成・確保や賃金、安全衛生等の労働環境の改善等が適切に行われるよう、

- ・技能労働者の適切な賃金水準確保や社会保険等への加入徹底等についての要請の実施
- ・教育訓練機能の充実強化や土木・建築を含むキャリア教育・職業教育の促進、女性も働きやすい現場環境の整備等

III. その他国として講ずべき施策を追加

- ・公共事業労務費調査の適切な実施と実勢を反映した公共工事設計労務単価の適切な設定
- ・中長期的な担い手育成・確保の観点から適正な予定価格を定めるための積算基準の検討
- ・調査及び設計の品質確保に向けた資格制度の確立
- ・発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)の策定及びそのフォローアップ、地方公共団体への支援 等

運用指針とは：発注関係事務に関する国、地方公共団体等に共通の運用の指針

- ・基本理念にのっとり、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等から現場の課題や制度の運用等に関する意見を聴取し、国が作成
- ・国は、指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表